

建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(国交省)は法令上加入義務のある保険への加入を求めているものであり、加入義務のない保険に加入することまで求めてはおりません。(2017.4国交省土地・建設産業建設市場整備課文書)

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険	
			雇用保険	医療保険 (いずれかに加入)	年金保険	
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※1	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合(建設国保等)(適用除外承認を受けた場合※2) 	厚生年金	
		日雇労働者	日雇雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 協会けんぽ(日雇特別被保険者) 	国民年金	
	1人～	役員等	—	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合(建設国保等)(適用除外承認を受けた場合※2) 	厚生年金	
	5人～	常用労働者	雇用保険※1	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合(建設国保等)(適用除外承認を受けた場合※2) 	厚生年金	
個人事業主	1人～4人	常用労働者	雇用保険※1	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金	
		日雇労働者	日雇雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 協会けんぽ(日雇特別被保険者) 	国民年金	
	1人	事業主、一人親方	—	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金	

※1 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

: 事業主に従 員を加入させる義務があるもの : 個人で加入するもの